

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市住宅リフォーム支援事業（新型コロナ対策）補助金
補助の区分	事業補助（建設的補助）
補助の概要	住宅の質の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅のリフォーム工事に要した費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	補助対象年度の4月1日現在において市内の住宅に居住する者
補助対象経費	住宅リフォームに要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限20万円、子育て世帯に属する補助対象者が実施する場合は30万円 下限 2万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由 生活困窮者に対する経済対策のため、少額でも実施する。
補助率等	2/10
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） 経済効果：総工事費÷補助金交付決定額 経済波及効果：総工事費×経産省係数
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 本制度により新たに生まれた需要を数値化することは難しいため、参考として経済効果及び経済波及効果を算出し評価する。
補助制度開始	令和3年4月1日（募集案内開始）
見直し時期	令和4年9月30日
補助終期	令和5年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ、全戸配布文書、CNS
事業担当	（担当部署） 建築住宅課 住宅・都市計画係
	（電話番号） 0259-67-7403